

吸収分割に関する事後備置書類

(吸収分割株式会社/会社法第 791 条第 1 項第 1 号に基づく事後備置書類)

(吸収分割承継株式会社/会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく事後備置書類)

2020 年 4 月 1 日

アルパイン株式会社

アルプスアルパイン株式会社

2020 年 4 月 1 日

アルプスアルパイン株式会社
代表取締役社長 栗山 年弘

アルパイン株式会社
代表取締役社長 米谷 信彦

会社分割（吸収分割）に関する事後備置書類

アルパイン株式会社（以下「アルパイン」といいます）及びアルプスアルパイン株式会社（以下「アルプスアルパイン」といい、アルパインとアルプスアルパインを総称して「両社」といいます）は、2019 年 10 月 30 日付吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます）に基づき、アルパインを吸収分割株式会社、アルプスアルパインを吸収分割承継株式会社として、アルパインの全事業（但し、アルパインブランドの市販ビジネスに関する商標権及び子会社株式等の保有・管理事業を除きます）を、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、アルプスアルパインに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を実施いたしました。本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、吸収分割株式会社であるアルパインにおいては会社法第 784 条第 1 項の規定により、吸収分割承継株式会社であるアルプスアルパインにおいては会社法第 796 条第 2 項の規定により、両社の株主総会の承認を得ることなく行うものです。

記

第 1 吸収分割が効力を生じた日

2020 年 4 月 1 日

第 2 吸収分割株式会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

1. 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
アルパインの株主はアルプスアルパインのみであるため、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく株主による差止請求はありませんでした。
2. 会社法第 785 条の規定による手続の経過
アルパインの唯一の株主であるアルプスアルパインは、アルパインの特別支配会社（会社法第 468 条第 1 項）に該当するため、同法第 785 条の規定による手続は行っておりません。
3. 会社法第 787 条の規定による手続の経過
アルパインは、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。
4. 会社法第 789 条の規定による手続の経過
アルパインは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に従い、2019 年 11 月 29 日付の官報及び電子公告により、アルパインの債権者に対し、本吸収分割に係る異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

第3 吸収分割承継株式会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

1. 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第796条の2の規定によるアルプスアルパインの株主による差止請求は認められておりません。

2. 会社法第797条の規定による手続の経過

本吸収分割は会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第797条の規定による手続は行っておりません。

3. 会社法第799条の規定による手続の経過

アルプスアルパインは、会社法第799条第2項及び第3項に従い、2019年11月29日付の官報及び電子公告により、アルプスアルパインの債権者に対し、本吸収分割に係る異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

第4 吸収分割により吸収分割承継株式会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

アルプスアルパインは、本吸収分割契約に基づき、本吸収分割の効力発生日である2020年4月1日をもって、アルパインから、アルパインがその全事業（但し、アルパインブランドの市販ビジネスに関する商標権及び子会社株式等の保有・管理事業を除きます）に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。本吸収分割に際してアルプスアルパインがアルパインから承継した資産及び負債の額は、それぞれ77,862百万円（概算値）及び40,626百万円（概算値）です。

第5 吸収分割に係る変更登記をした日

2020年4月10日（予定）

第6 その他吸収分割に関する重要な事項

労働者保護手続の経過

アルパインは、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます）第7条に基づき労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条に基づき、労働者と協議を行いました。また、労働契約承継法第2条に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知を行いました。異議の申出はありませんでした。

以上